

上田中央地域協議会会議録

日 時 平成 19年 1月 30日（火）午前 10時から 11時 50分
場 所 上田市中央公民館 3階大会議室
出席委員 岡田委員、荻原委員、河野委員、北川委員、栗俣委員、小林委員、白石委員、田口委員、竹内委員、中澤正博委員、那須野委員、箱山委員、畠中委員、林委員、前澤委員、山内委員、山極委員
市側出席者 小林上田地域自治センター長、原沢自治振興課長、小宮山自治振興課課長補佐、柳沢主査

1 開会（原沢自治振興課長）

2 会長あいさつ（林会長）

総合計画地域まちづくり方針の協議の最終日となる。答申内容を決定したい。
前回班ごとに分かれて検討いただいた意見をもとに、事務局で修正案を作成し、過日送付申し上げたところである。本日はこの修正案に対するご意見をいただき、答申内容を決定したい。活発なご意見をお願いします。

3 会議事項

（1）審議事項

継続審議

第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について（諮問）

（林会長）

それでは協議に入ります。地域まちづくり方針について、項目 から順次進めていきたい。項目 「新市の核となる都市機能の充実と中心市街地の活性化」について、ご意見があればお願いしたい。

（原沢自治振興課長）

前回いただいた意見をもとに、修正案をお示してございます。
「地域内の人・物・情報の循環と他地域との交流を促進するとともに、公共施設の立地や『街なか』居住を推進します。」を「～地域内の人・物・情報の循環と他地域との交流を促進するとともに、地域内の振興のため、公共施設の立地や『街なか』居住を推進します。」としたらどうかという意見もいただいている。併せてご検討いただきたい。

（林会長）

ご意見がございましたらお出してください。

(林会長)

意見が無いようですので、ただいまの事務局説明の部分も加えていただきましてご了解いただいたということによろしくをお願いします。

(林会長)

続きまして項目「歴史的な資源を保全・活用したまちづくり」に入ります。

(原沢自治振興課長)

前回「旧町名」のところで字名も追加する必要があるのではないかとしたことでしたので、「旧町名、字名」と修正した。

また、「～こうした資源を活用した観光振興を図ります。」を「～こうした資源を活用したまちづくりと観光振興を図ります。」と修正した。

(委員)

合併協議会をベースに考えると、簡単に「旧字名」も入れてもらっていいのかとも思うがいかがか。

(原沢自治振興課長)

「旧町名、字名の研究」という表現になっているので、字名が入っても問題はないと思います。

(林会長)

他にご意見ございますか。無いようでしたら、項目については修正案のとおりとすることによろしいでしょうか。

了承

(林会長)

項目「市民や来訪者が安心して行き交うまちづくり」について事務局から説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

前回「地域の交番」というような表現を入れたらどうかということでしたので、その文言を加え、その後「～ボランティア、PTAなどの連携により住民の安全意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯対策を推進します。」とさせていただいた。

(林会長)

よろしいでしょうか。

了承

(林会長)

それでは、項目について事務局の説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

「特色ある景観と恵みをもたらしている神川」を「特色ある景観と恵みをもたらしている神川、矢出沢川」とした。

「～水辺空間や豊かな自然を活用した地域づくりを進めると共に、農地と宅地が調

和したまちづくりにも配慮します。」を「～水辺空間や豊かな自然を活用した地域づくりを進めると共に、治水、農村風景にも配慮したまちづくりを進めます。」とさせていただきます。

(林会長)

ご意見ございますか。

(林会長)

よろしいですか。

了承

(林会長)

項目 「保健福祉活動拠点の整備と人的資源の活用」について、事務局からお願いします。

(原沢自治振興課長)

「～住民が主体となった福祉活動を推進します。」を「～住民との協働による福祉活動を推進します。」と修正した。

「少子高齢社会」を「少子高齢化社会」とした。少子化と高齢化は別々というご意見もあったわけであるが、少子高齢化社会は一般的に使用されておりますので、こういった表現でどうかと思います。

(林会長)

ご意見ございますか。

(委員)

結構です。

(林会長)

次に項目 「地域コミュニティを中心とした協働による地域を誇れるまちづくり」について、事務局からお願いします。

(原沢自治振興課長)

項目名ですが、「～共助による地域を誇れるまちづくり」を「～協働による地域を誇れるまちづくり」とさせていただいた。

「自治会を始めとした」という表現について前回ご議論いただいたわけですが、「自治会を中心とした」とすると自治会を誇張した表現となることから、原案どおりでどうかと思います。

後段部分については、前回出された意見をもとに「人材育成」、「協働」の文言を追加させていただいた。

(林会長)

いかがでしょうか。

意見等なし

(林会長)

よろしいですか。

了承

(林会長)

項目 「産学官連携支援施設や伝統工芸など地域の特性を活かした産業の振興」について事務局からお願いします。

(原沢自治振興課長)

文中「さらに、近郊農業の生産意欲の高揚にも努めます。」と農業関係について追加させていただいた。「～大学などの研究機関との協力体制を強化し、」を「～大学などの研究機関と市民等との協力体制を強化し、」とした。

「農民美術や上田紬など地域に伝わる伝統工芸の振興」を「農民美術や上田紬など歴史的文化に触れながら、地域に伝わる伝統工芸の振興」とした。

(林会長)

ご意見ございますか。

(委員)

「研究機関と市民等との協力体制」については、研究機関と市民などの協力体制と読むか、研究機関と市民と読むか、「と」がどのように係るかによって全体が違った読み方になると思う。産学官連携支援施設ではなくて、項目の中で大学の研究機関と市民との協力体制と読むのか、研究機関ともうひとつ市民との協力体制をつくると読むのか、ニュアンスが違うような気がした。

(原沢自治振興課長)

「市民等(とう)」ということで、地元の皆さんあるいは各種団体の皆さんと大学との連携の視点で表記させていただいた。

(委員)

委員さんがおっしゃるのは分けて考えなさいよ、そういう表現がいいということですか。

(委員)

もう一つ広い意味で、「研究機関と市民」という言い方が適切か、研究機関やもうひとつ市民等の連携なのか、どう捉えたらいいかということです。

(原沢自治振興課長)

「市民等」は、大学と市民あるいは大学と団体を想定しております。あと行政も入ります。産学官の3者を含めたというような意味であります。

(委員)

市民力とかもっと市民の知恵とか、市民の持っている固有技術と研究機関とのタイアップということであれば理解できる。

これだと一般市民というふうにとるような感じになるかなと思う。もう少し広い意味で、研究機関や市民等と連携しながらということなら、もうちょっと違う

表現があるのではないかということです。

(原沢自治振興課長)

それでは、「市民等」を例えば各種団体に置き換えてみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

団体というとどんな団体になりますかということになる。

(林会長)

それでは、「大学などの研究機関や市民などの協力」としてはどうか。

(委員)

「市民等」を「市民など」とする。

(委員)

市民のほかにいろいろあるということで「等」ということだと、市民のほかに何かがあるか。

(原沢自治振興課長)

NPO等です。

(委員)

市民に入らない団体ですね。

(委員)

それで「市民等々」となる。

(林会長)

それでは今ご意見がありました、「大学などの研究機関や市民等々との協力体制を強化し」という表現でいかがでしょうか。

(委員)

意味は「等々(とうとう)」でいいが、いままでの文面のところに「など」がひらがなでついているから、ここが「等」と漢字になる。ここだけ「等」というのはどうか。

(林会長)

それでは事務局で検討してみてください。「等々」がいいのか、「等」でいいのか。

(林会長)

それでは一応7項目についてご意見をいただいたところで、以上のように決定したい。

(林会長)

次に、「上田中央地域の地域特性と発展の方向について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

それでは「中央地域の地域特性と発展の方向」ということで、これは総合計画

の中の一つに位置づけられるものでありまして、まず総括的な発展の方向の部分、その後先程決定していただいた 7 項目という順になる。7 項目を踏まえまして総括的な部分が発展の方向でありますから、それを含めてご協議いただきたい。

「上田中央地域は、上田駅を中心に市街地が形成された本市の玄関口となる地域です。また上田城跡や信濃の国府が置かれた信濃国分寺など上田市を代表する歴史的遺産を擁した市の中心地域です。市の玄関口としての都市機能の充実と市街地の活性化を総合的に推進し、歴史的資源や豊かな自然環境を保全・活用した賑わいと交流の拠点にふさわしい、市民や来訪者が行き交うまちづくりを目指します。また、大学との連携と市民との協働により、新産業の創出を展開します。」
以上が事務局案であります。

(林会長)

事務局案についてご意見をお願いします。

(委員)

いいと思う。上田中央地域のエリア全体について総括されており結構だと思う。

(林会長)

他にご意見ございませんか。無ければこの案で進めたいと思います。

(原沢自治振興課長)

「地域特性と発展の方向」と先程の 7 項目を含めまして、中央地域協議会から答申するというので進めさせていただきます。2 月 9 日に林会長に出席をいただいて、市長へ答申書を渡していただくことになっておりますので、よろしくお願ひします。

(林会長)

事務局から説明がありましたように、2 月 9 日に 9 地域協議会が市長へ一斉に答申するという事になっている。ただいただいた意見をもう一度事務局で整理し、私が代表して中央地域協議会の答申書を 2 月 9 日に提出するという事ですのでよろしくお願ひします。

(委員)

まちづくり方針を読んでいて、何が言いたいのか全然見えてこない。項目の中で具体的なものは 2 項目である。あとの項目は理念とか希望みたいなものになっている。

(原沢自治振興課長)

総合計画の中に実施計画があって、その中で具体的に事業化をしていくということでもあります。

この地域のまちづくり方針が決定しますと、市は実施計画で具体的に事業化を図っていくこととなります。

(委員)

それではこれは、市長が我々に対して質問された一つの手続きの一段階という捉え方でよろしいか。

(小林上田地域自治センター長)

市長が総合計画の諮問をこの協議会に対してお願いしたということです。総合計画の中身が概念的な内容のものであります。これは委員の皆様にも是非ご理解いただきたい。

ただ概念的な取りまとめの中で、プロセスの中で、地域ごとに委員の皆様のお考えも伺っている。

これから総合計画審議会で審議されるわけですが、審議会は60人で構成されておりまして、協議会からも代表の委員さんに参画してもらっている。審議会はそれぞれの分野別に部会が設置されている。例えば商工業、農業等それぞれの部会の検討を経て、もう少し具体的なものがその中に載ってくるということであり、基本構想をまとめる段階であり、今は一番の要となる、一番大きな部分を取りまとめているところでありますので、どうしてもこのような表現にならざるを得ないということでございます。

私共行政も当然各種の施策を進めていく中で、総合計画が一番上になりますから、その理念に基づいて皆様と協働で進めていく。

市はそれぞれの地域協議会に対して、その理念に基づいてどのような事業が位置づけられ、予算づけがされて進むのか、そういったことについては、それぞれの時期、タイミングを見て協議会ごとに報告させていただく。実際に皆様で真剣にご議論された結果、行政の中でどのように位置づけられて実行されているのかについても十分ご理解いただける形で進めていきたい。

新市が合併して初めて地域協議会を立ち上げました。これから運営していく中で当然今の手法でいいのか、そこらあたりのところも私共も課題があると認識しておりますし、委員の皆様も、特に合併された旧3町村の皆様の地域協議会にかける思いがだいぶ違うと私どもも認識しておりますので、ここはそういった意識をどのように皆で共有できるかということで、この後報告させてもらいますが、9地域協議会の正副会長にお集まりいただいて連絡協議会を立ち上げることができました。その中で、それぞれの地域協議会の抱える課題とか問題を出していただいて調整し、それらの調整をさせていただく中で、できるだけその地域内分権が推進する形で取り組んでいく、ということで私共考えておりますのでよろしくお願ひします。

(林会長)

皆様のご協力によりまして、短時間で地域まちづくり方針についてご議論いただき決定していただいた。事務局で整理していただいて、説明ありましたように、2月9日には中央地域協議会の意見ということで、私が代表して市長に答申するこ

とになりますのでご了解をお願いします。

(2) 協議事項

会議録中の委員名の公表について

(林会長)

それでは会議録中の委員名の公表について、事務局から説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

1月18日に上田市地域協議会連絡会議を設置いたしました。これは9地域協議会の正副会長にお集まりいただき設置したものです。地域協議会の活動あるいは相互の連絡、連携、あるいは何か必要な案件があった場合には、連絡会議で話し合っていきたいというものであります。

現在会議録につきましては、委員の皆様のご具体的な氏名は公表していません。「委員」という表現で9協議会統一してきています。この連絡会議で、具体的な委員名の公表についてご意見をいただく中で、責任をもった意見、行動のためには、委員名を公表したほうがいいのではないかと、あるいは会議は基本的に公開されており、傍聴が可能で、傍聴に見えた方はどの委員が発言したのかわかるので、会議録の中で委員名を公表した方がいいという意見が多く出されました。それに対して勇気ある発言をする委員が少なくなる、発言することによりいやな思いをするのではないかと、といった意見もあつた。

結局、それぞれの協議会で協議してもらったらどうかということになり、事務局案といたしましては原則公表としたいということになります。ただし、条例で会議を非公開とする場合もありますので、そういった場合は当然公表しないが、案件によっては利害関係が絡む案件も出てくる場合も予想されますが、そういった場合は、協議会で判断して委員名は公表しないことで、全協議会統一していければと考えておりますのでよろしくをお願いします。

(林会長)

ただいまの事務局説明のとおり、各地域協議会に判断をお願いしたいということになったわけですがいかがでしょうか。

(委員)

原則公開ということは冒頭から言われていることでありまして、これには異存はございません。

ただあまりにも生々しい利害関係が絡んだ場合には、特に地域によっては大変なことになるという話も会議の中では出ていた。それぞれの地域を代表してということで、団体代表、地域代表、いろいろな方がいらっしゃるわけですけど、

自分の発言にはお互いに責任を持たないといけないという立場から考えると、行政から言われているとおり原則は公開、ただしどうしても差し支えるという部分がある場合には、これは非公開という形で臨機応変に対応すべきではないかと感じたところである。是非そのあたりで理解すべきではないかと思いましたので、あとは皆様方にご審議いただければと思う。

各協議会に委ねるという形になっております。地域事情は相当格差がある。事実出席してみますと、やはり限られた地域の中で選出されているところと、上田中央のように非常に広範囲の中で選出されているところと、お互いの利害が相当絡むのではないかと感じたところであるが、そんな点を踏まえてよろしくお願います。

(委員)

原則公開で、場合によっては非公開、やり方については各協議会ごとに諮ってください、ここまではわかりました。そうすると、具体的には、非公開の協議会もあれば公開の協議もあるということを確認した上で、そのようなことになるということでしょうか。この協議会は公開、この協議会は非公開です、ということではいかがなものかという気がする。

原則はいいとして、原則ではない時の定め方である。どういう場合に非公開とするかについて、事前にしっかりと確認しておかなければならない。実は非公開だったけれど結果的に公開になってしまったということもある。それと会議自体はもともと公開で傍聴が可能です。非公開になった時には傍聴している方に帰ってもらうかという話になる。こういう事もありますから、そのあたりのことも精査しながらきちんと決めていかないといけない。

(原沢自治振興課長)

最初にそれぞれの協議会ごとということですが、そのあたりもご意見がありまして、市としては、それぞれの協議会ごとに独自に運営していくものだと考えているが、中にはこれを統一することが大事だという意見も連絡会議の中であった。

今回の事務局案ですが、9協議会全て同じ方法で事務局案を提示させていただきまして、それぞれの協議会の意見を聞いている。それぞれの結果を連絡会議へ持ち寄りことになるわけですが、できれば統一した形で9協議会が原則公開を進めていければと考えている。まだ全ての協議会が終わっておりませんのでわかりませんが、統一した形で進めていくことができればと考えております。

2点目でありますけども、会議を非公開とすることについては条例に規定されておりまして、該当する場合は委員の皆様にお諮りして、会議を非公開することが1つと、案件によって途中で非公開になる場合も出てくるかと思いますが、その場合は、その時点で傍聴者に退席してもらうことも可能でありますし、会議が

終わったところで、会議録については非公開にしたほうが良いというように皆さんで決めてもらえれば、会議録については委員名は公表しない、そういう形になろうかと思えます。

(林会長)

私も連絡会議に出ておりまして、合併した3町村の地域協議会に対する思い入れと、旧上田市内の皆様の思い入れにちょっと温度差があるような感じがした。

私どもとすれば、委員に任命されて委嘱を受けたわけですので、責任もって発言することが一番いいことではないかという感じもしている。

公開、案件によっては非公開の場合もありますが、その場合は後ほど退席してもらおうという措置をとってもらえばいいと思っている。中央協議会とすれば原則、委員名を公表していくことでどうでしょうか。

(委員)

原則それでいいと思います。地域協議会をもう少し市民の中に浸透してもらおうとか、関心を持ってもらうという立場で考えれば、それぞれの発言が巷で大いに論議されて、やはり地域協議会は、上田市にいろいろと活動分野があることを理解もらうためにも、やはり責任もって発言することで公開するのは差し支えないと思う。

非公開については、地域協議会ごとに特性がありますので、これは各地域協議会の判断の中で進めていけばいい。

(委員)

18日の連絡会議の中で、この間市長にお渡ししたJT跡地についての要望書の件についてご検討されたことと思う。突然会議を公開するというお話が出て、唐突感があり、当方で提出した要望書に関する事項が検討された時期とその時期が一致したものですから、勘繰りすぎかもしれないですけども、そのことが少なからず会議の公開、非公開に影響を与えたとしたら、どう考えたらいいのかと思う。

それから、連絡会議の中で、市長に対する地域協議会での審議の要望が検討されているのか、いないのか、そのあたりとの相関関係の中で公開について議論がされているのか、お伺いしたい。最初から公開するという議論であればいいが、これまで非公開としてきたのもかわらず、途中から公開とすることについて皆さんどのようにお考えになっているのか少々疑問に思う。

(林会長)

今ご意見がありましたけども、先日の連絡会議では、JT跡地の問題については出ておりません。ただ意見としては、某地域協議会の委員さんから同じような意見がありましたけど、合併協議会の中で審議もされていない、市

民は蚊の外だ、と発言された方がおりました。合併協議会の時点ではＪＴ跡地については固まった問題ではなかったこともありますし、市民アンケートでも、3,000人に無作為で出して集計したところ、旧３町村区域は回答が少なく、関心が低かったということである。

先日の報道で、中央地域協議会にＪＴ跡地の問題に対して提案されたという記事が掲載されておりましたが、これにつきましては提案ではなく、委員の皆さんが意見を出す時の参考にしてくださいという形のものであります。

(原沢自治振興課長)

連絡会議の内容を報告させていただきますと、市の方から 9 協議会へ諮問をしてもらいたいという要望書が出されたものですから、皆様に関係することなので参考資料として市の回答を出させていただいた。特に議論していただいたということではなく、正副会長さんが出席しておりましたので、市の考え方をお知らせする意味もありまして、それを資料として提出したわけです。

公表、非公表の関係につきましては、それぞれ各協議会の第 1 回目に協議会で協議していただく中で、公表とする、非公表にするといったように、協議会ごとに違ったわけでありまして、それで当面非公表で統一した形で来ていたわけですが、連絡会議を設置する中で、そこでもう一度再度協議したらどうかということになっておりましたので、連絡会議でご意見をいただいたということでもありますのでよろしく申し上げます。

(委員)

はっきり言って、氏名の公開、非公開については、私自身はどちらでもいいと思っている。非公開でもいいし公開でもいい。

ただ、できることならば全協議会統一していただきたい。もう 1 つ、非公開といっても、会議自体を非公開とする場合もあるし、氏名だけを非公開という場合もあるので、混乱されている可能性もある。そのあたりについて、確か最初の協議会の発足した時に、事務局からこの会議の発言は公開で市民にお知らせするのが原則ですということを聞いたような気がしまして、私も注意しながら発言しているつもりですが、その時に氏名までであると私自身思っていました。たまたまなかったものですから、こういうことかということで理解しておりました。ですから、会議の発言を公開する、会議自体を公開する、非公開にするのか、本日提案されているのはあくまでも氏名ですから、会議の内容については公開されていると理解しているが、そのへんを区切っていただく。それともう一つ、非公開にする時のルールをつくっておいたほうがいいと考える。

(小林上田地域自治センター長)

今協議事項として、会議録中の委員名の公表についてご議論いただいている。議事録は公開が原則であります。我々も今までは「委員」という呼称で、会議録等についてはホームページ等にも公表をさせていただいております。これから個人の委員名を付けて公表するのか、公表しないのかということで、市とすれば 9 地域協議会統一した方向でご提案申し上げて、できればこんな方向でいきたい、それが原則委員名の公表、ただし会議そのものが非公開にすることができる条で規定しております。その場合は当然、公開しないわけですから、委員名の公表もできない、会議録も公表できないということです。

一番問題なのは議題が決まっています、協議いただく中で、途中で個人的な利害関係が出てくる場合も予想されます。ただどういう場合に出てくるかはケースバイケースでわかりませんので、その場合には、この会議自体を最初から公開でやっていますから傍聴人はいるかもしれません。ただし委員名の公表ということですから、その場でもってまず最初に会議を公開にするのか非公開にするのか、今まで公開でやっていたものがある時点から非公開にしますよと、それは当然この協議会で決めていただければそれはできる。それと、会議は公開するけれども、委員名の公表については、それは今回の内容からすれば具合が悪いというものが、会議で具体的に委員の皆様のご意見を出してもらって決定をしていただくという形を考えております。ですからルール化を私どもも検討させていただきますけども、これを中央地域協議会でこういったご意見をいただいたということで、また連絡会議の中でもご協議いただけるよう、材料づくりは私ども事務局で考えてまいりますが、基本的には原則委員名の公表ということで、できたら 9 地域協議会、原則公表で進めたいというのが我々の考えですので、その点についてご議論いただきお決めいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

(林会長)

ただいまありましたように、原則公表ということで、支障がある場合は公開もしない、公表しない場合もありますということです。そういうことで一応中央協議会とすれば、今の説明のとおりでよろしいということでどうでしょうか。

(委員)

皆様のご意見をお聞きしていただくことで、お一人ずつ聞いていただくことでどうか。

(委員)

賛成です。私もそのことを申し上げたかった。というのは、私この委員に

なって、だんだんと委員の立場が理解できてきているわけですが、当初から基本的には原案に賛成という立場で来ている。多くの方々が時間をかけて十分協議、審議をされてきているわけですから、その上に立って一刻も早く形にしていった方がいいんじゃないかという気持ちだった。そういうことで、今までは答申についての意見は基本的に賛成だという立場だからあえて書かなかったわけです。しかし書かなかつたら、今度は公表という形になった場合に、何も活動していないじゃないかというふうに見られてもこれまたおかしな話ですから、だから全員が必ず、何らかの意思表示というか意見を述べて、それで公表ということであれば私は大賛成です。

限られた時間内であっても、必ず全員が諮問に対して意見を述べるということきちんと踏まえていただければ、公表していただいて私は結構だと思う。

(林会長)

ただいまの意見についてどうでしょうか。

(委員)

義務付けるわけではないですよ。少なくともそういう気持ちで、協議に臨んでほしいよとこういうことですね。義務付けるということとそれとはまた違いますから。

(委員)

今まではいろいろと自由な議論が出るように、会議録は「委員」と記載し、名前は公表するといろいろとあるので、委員会に対する配慮として名前を非公表ということでこの会議は始まったと思う。私は別に名前を出しても良いと思っていた。

ただそれがある日突然、名前を公表することの配慮じゃなくて公表することに変わったところの理由をしっかりと伺いすれば、皆さん納得いただけるのではないかと思う。

(原沢自治振興課長)

これは先程もお話しましたように、最初の会議の時に各協議会ごとにご意見をいただいたわけですが、その中で協議会によっては、公表あるいは非公表ということで、バラバラだったんですね。それで当面は統一的に公表しないこととした。それで先日の連絡会議で、その場で協議をしていただくということになっていましたから、各協議会の正副会長さんのご意見を頂き、その意見を参考に事務局が提出することとなった。

市が独自の判断で事務局案を出したわけではなくて、先日の正副会長会議のご意見を参考にさせていただいて、事務局案としてお示ししたわけです。

(委員)

今までは名前を非公表として配慮としてきたものが、そうではなくて公表しようということに変わってきた、そのあたりについてはいかがでしょうか。

(林会長)

変わっていません。先程説明がありましたように、条例の中に会議は公開すると書いてあります。これが基本です。変わってきたわけではない。ただこの間の連絡会議でそういう意見があったと、それでは地域協議会へ諮って、各地域協議会で一応議論してもらおうということになったんです。だから条例の原則は公開だと、だから原則公開だという事に、公開なら、委員名は公表出来るわけです。

(原沢自治振興課長)

会議録の具体的な委員名の公表という事で、最初にそれぞれの協議会で統一されていけば当然それでいいが、協議会によっては公表した方がいい、公表しない方がいいということでまちまちになっていた。ですから当面の間は公表をしない方をとって連絡会議まで来たということです。それで先日の連絡会議でそのあたりを検討する中で、ご意見を頂いたということでもあります。ですから中央協議会では、当初検討いただいた時には、公表ということだったと思います。

(委員)

委員名についてまでははっきりお聞きしませんでした。ただ、議事録は公開しますよと決めた。当然名前も公表されるのかなという認識がありましたが、言葉としては名前まで公表するとおっしゃいませませんでした。ただ結果的にみて、「委員」と記載してありましたから、配慮の中で今のところ公表はしないんだなと認識しておりました。それが私の先程の発言です。

(委員)

一般の方も、市議会議員も傍聴に見えているし、それから報道の方も見えています。そういう公開ということと、委員の発言責任、文責任の公開というものが一緒になってわからなくなってしまう。協議会の中でなにげに審議していることを、よそに漏らさないということも公開になりますし、いろいろな話をごちゃごちゃになっています。

委員として発言をしたことにおける公開というものをきちんと決めましょうということである。公開するのか、公開しないのかについて、私も考え中のところである。

(委員)

いろいろとご意見が出ておりますけども、先程センター長の説明を全員でお聞きしました。その内容を基本的に中央地域協議会の姿勢にしたらいかがかと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員)

結構です。

(委員)

それではセンター長から説明のあったとおりということで、原則的には公開、公表、ただし条例等差し支えのある時は事前にあらかじめ報告してもらうということによろしいですね。

(林会長)

ただいままとめのご意見がありました。それによろしいですね。

(委員)

結構です。

(林会長)

それでは、中央地域協議会としては今の結論で進めることといたします。

(小林上田地域自治センター長)

原則公表、ただし会議が非公開の場合には当然非公表です。途中で、例えば個人の利害関係に及ぶような議題になった時は、会議が公開となっておりますので止めようがない、途中から退席を求めることができる、それはその場で決めてもらうということです。それと委員の公表についてはその場でお決めいただければ、私どもが会議録を作成しますので、その場合は「委員」という記載になる。その他は原則委員名を公表していくことで、この中央協議会ではお決めになったということでございます。

これから開催される地域協議会もありますから結果的にどうなるかは、また連絡会議で報告をいただいて決めて頂くという形になりますが、今日のところはそういったことで、中央協議会とすれば原則公表で、ご了解をいただいたということによろしく願います。

(林会長)

ありがとうございました。センター長からまとめということで説明があった。それではそういうことで決定させてもらいます。

(委員)

地域協議会によって取り扱いが違うということか。

(小林上田地域自治センター長)

地域協議会で、今までは委員名を公表した方がいいとした地域協議会がいくつかある。ただし公表しない方がいいと決めたところもある。

今までは暫定的に公表をしてもいいという地域協議会においても、公表はせずに会議録には「委員」と記載してきている。先日連絡会議を立ち上げた中で、やはりこれは責任を持って自分達が発言しているんだから委員名を公表するのは当然ではないか、というご意見もかなりあった。連絡会議はそこ

で決議するものではないので、それぞれの地域協議会で議していただくこととなった。ただ議すにもまた同じことをやっても仕方がないから、できれば9地域協議会と同じ方向でもって、ご議論を頂いた方がいいのではないかといただいたご意見もあった。

それをもとに市の方で今日ご提案申し上げた原則公表、差し支えある場合には非公表ということで、私どもとすればご提案申し上げたということでございます。

そういったことで、上田中央地域協議会で議していただいた結果、先程お決め頂いたように、一応統一した市の事務局案をご了解頂いたということでございます。

参考までに、すでに開催された上田西部、城南、塩田がその方向でいいという結論です。ただし、他の協議会はこれからですので、そちらの結果を待って、最終的には連絡会議で、その方向で全協議会が了解したいということであればそういった結果になるということですのでよろしくお願いいたします。

(委員)

ちょっとわからない。ここは中央協議会だけど、新市なって旧町村にも地域協議会がありますよね。そこも統一方針でいくのかどうか。

(小林上田地域自治センター長)

もちろんそういうことです。新市の中に9つの地域協議会があり、その中に旧町村の協議会が3つある。先日の連絡会議には正副会長さんをご出席頂いて進めており、同じように各地域協議会で市の統一したものとしてご提案申し上げて、それぞれの地域協議会でご議論をいただいているということでございます。

(委員)

これは中央協議会ではなくて、1つ議論の中で確認しておかないといけないと思ったんですが、まず1点は、今回の答申の中で、学校教育については一切触られていない。住民自治のための会議なのでそういうことかと思っていたが、学校現場と地域がこれからさらに連携していくという点があり、共通のテーマとして挙がってくる可能性がある。今後そういうことも議論の中で考えていかなければならない。

それと、地域自治センター条例第7条に「市長等は地域協議会の対象地域に係る重要事項の決定または変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。」とありまして、規則の中に第3条第1項(4)「重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項」と謳っている。この公共施設とはどういうことを具体的に想定しているのか。それも少し曖昧かなと思う。例えば、

J T跡地の市民会館の問題とか、それから地域によっては少子化で学校の統廃合の問題が出てきますね。今日結論を出すのではなくて、今後その部分も明確に考えないといけないなと思う。

(小林上田地域自治センター長)

市長が地域協議会に諮問する事項と、また意見を聴く事項と 2つある。

市長が意見を聴く場合には、部長会議が最終的な決定機関でございますので、そこで重要な公共施設について市長が地域協議会の意見を聴きたいという場合には、そこで最終的に決定をして意見を求めるという形になる。

ただし協議会の委員の皆様が、逆にこういったことについて議論をして、市長に対して意見を述べることも協議会の任務となっているので、そういうことについて協議会の中でご議論頂いて、それについて意見を述べたいというものがあれば、多いに議論をしていただいて出していくことはできるということでございます。

具体的に、この施設とこの施設とこの施設というように決めてはございません。そのために、学校とか諸々出てきますので、特に学校とか地区の公民館ですとか、そういったものは当然この地域の重要課題になってくるという考えは持っている。参考までに、塩田地域協議会の場合には、今話題になっている塩田地域の、塩田地域自治センターを含めた公民館の取扱い、こういった施設整備というものを協議会で検討していきたいというような考えはこれまで意見としていただいている。ですから協議会の方で、特にこの地域にとっては重要な施設であるから、市長に意見を申し述べたいというのは協議会の委員の皆様でお決めいただければいい。市の方から押しつけるものではないので、それは当然市とすれば、協議会からの意見については市長が意見として承るということでございますので、よろしく申し上げます。

(委員)

そうすると、我々とすれば重要な公共施設について、それを踏まえてそれに対して発議する資格は持っている、それを取り上げるどうかについては、市や各部局の中の協議で決定されるということですか。

(小林上田地域自治センター長)

そういうことではなくて、市長が協議会に意見を聴きたいという場合には部長会議で決定させてもらうということです。市長が勝手に決めるわけではないので、市の中の庁内の合議を経たうえで、市長が最終的に各地域協議会、必要あれば 1 つの特定する協議会になることもあるかと思いますが、そういった制度です。

逆に、委員の皆様が市長に、意見を申し述べることもできますよという

決めになっている。その部分については逆に委員会の中でお決めいただくことだということです。

(委員)

先月提案させていただいたこともあるものですから、今のセンター長の話だと、そのスキームを取っていることはわかるが、市からいただいた回答書では、JT跡地は民間の土地なので市は一切関係ありません、という回答をいただいた。

それと同時に、JT跡地の公共地については研究会が決めているから、それは口を挟む余地はないということでもあります。そうなると地域課題というものの中で、地域協議会を優先するのか、そこで行われている審議会を優先するのかということがあるとは思う。前は協議会の中から市長に提案したという形ではなかったの、それは無理と言えば無理だが、市長にそういったものがあるのかどうかということになると、この回答書の中では、JT跡地全体の開発については、当該土地が民間所有地であることから市が諮問する事項に該当しません。工場跡地、公共用地については研究会の方で検討しすでに報告いただいていますから改めて地域協議会へ諮問する内容ではありません、といった内容になっております。

(林会長)

そのことについては、当地域協議会で討議する問題ではない。某団体が市へ要望書を持ち込んだ内容である。今ここで論議すべき問題ではない。

(委員)

内容についてということですか。

(林会長)

だから市からそういった回答があったことについては、委員の皆様は知らないわけです。

(委員)

私前回提案させていただきました。

(林会長)

発信元が書いてない、ただ一片の紙だと理解した。団体名も責任者の名前も書いてないものをいただいたと理解している。12月18日の協議会で参考としていただいたという形ですから、提案ではないということは、先程私申し上げました。提案したのは委員さんの方で市に提案したのであって、中央地域協議会で審議する事項とは理解していない。

(委員)

提案したというのは某報道機関が勝手に掲載したことで、私は取材にも応じていない。

(委員)

前回の協議会で副会長さんが、私の出させていただいた意見も一応参考にしていただいている話を受けて、それをご報告しないといけないかなということと、今委員さんがご説明なさったことと、センター長さんがそういう可能性がありますよということに対して申し上げたことですので、JTの問題をここで議論するつもりはないのでよろしくお願いします。

(委員)

その件は12月18日に書類を頂きましたので、それぞれの皆様のご判断でこの中に加えるべきかどうか、あるいは各自の要望事項として入れるかどうかは、各自でご判断いただき、皆さんで出して頂きたいと私は申し上げまして、その中では1点もございませんでした。

今のお話は、全体ではご理解しにくいお話だと思う。会長からもお話がありましたように、どういう回答が寄せられたとか、あるいは市の支出はどうだという話を聞いても、当事者以外はほとんどご存じないということでもある。私は、ここで取り上げてなかったわけですので、その話題を出していただいたことは非常にまずいのではないかという気がする。ご指摘では、某報道機関に記載された内容は、中央協議会が一応答申したような形に書かれているわけですが、これは根拠のない話でありまして、我々はそういうふうに了解したつもりもないし、私どもも取材を受けた覚えもない。これは水掛け論になるかもしれないですけども、本日ここで討議すべき問題ではない、そのようにご理解頂きたいと思います。話題がどんどん他の方向へ行ってしまふ恐れもあります。それから教育の問題も出ておりましたけども、この会議の代表委員さんに教育文化部会の審議委員として出ているわけですが、そういったご意見は個々で出していただくにしても、ここで本日論議した中には入っていないわけですから、委員の意見として出していただくことは大いに結構だと思いますけども、ここに改めてということは難しいと思う。また次の段階でどうしても必要性がさらに高いということであれば、提案事項としてご提案いただく方向に進めたらと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

当初教育文化部会に所属するというお話でしたが、私交通部会の方へ代わっておりますのでよろしくお願いします。

(3) その他

(原沢自治振興課長)

地域協議会の委員研修会を 3 月 15 日に予定しております。午後 2 時から上田創造館で開催します。通知は後日申し上げますのでよろしくお願いします。

次回の地域協議会の開催は、2 月下旬頃予定しております。市から合併協議の協議事項について報告をさせていただく予定です。それと先程から出ておりますが、今後地域協議会でどのようなことをとりあげて議論していったらいいのか、皆さんでご議論いただければと考えております。

(林会長)

他に事務局ございますか。

(原沢自治振興課長)

特にありません。

(林会長)

それでは以上で第 5 回中央地域協議会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。